

## 令和5・6年度標津町競争入札参加資格審査申請要領【業務委託・物品購入等】

令和5・6年度において標津町が発注する業務委託・物品購入等の入札に参加を希望するためには、入札参加資格審査申請を行い、資格者として名簿に登録される必要があります。

申請に必要な資格、申請方法等は次のとおりです。入札参加を希望される方は、次により申請書を提出してください。

なお、資格を有することにより自動的又は直ちに発注があるということではありませんので、ご注意ください。

### 1 受付期間

令和4年12月12日（月）～令和5年1月31日（火）

※ 郵送の場合は、申請期間内必着とします。

※ 持参の場合の受付時間は、毎日午前9時から午後5時までです（申請期間中の土・日曜日及び祝祭日を除く）。

### 2 申請方法及び提出先

#### (1) 申請方法

ア 申請書は、郵送又は持参により提出してください。なお、持参の場合は提出のみとし、当日の審査は行いません。

イ 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記した封筒（A4判横三つ折用）と84円切手を申請書に同封してください。

ウ 申請書と添付書類を1冊のフラットファイル（A4縦とし、ファイルに金具及プラスチック等が使用されている場合は、それらはずしてひも綴じにすること。）に綴じ、その表紙及び背表紙に称号又は名称を記入してください。

#### (2) 提出先

ア 郵送の場合

〒086-1632 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

※次の住所宛てに「競争入札参加資格申請書在中」と明記のうえ郵送すること。

イ 持参の場合

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

### 3 申請書類

#### (1) 物品購入等・業務委託（測量、工事に係る調査・設計等を除く）

ア 競争入札参加資格申請書 1部〔町独自様式〕

イ 添付書類 各1部〔提出書類一覧表のとおり〕

### 4 資格の有効期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

## 5 審査基準日

令和4年12月1日

## 6 資格要件

### (1) 共通の資格要件

次のいずれにも該当することとする。

ア 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 国税、都道府県税及び本町の町税を滞納している者でないこと。

エ 役員等（申請人が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（標津町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者でないこと。

オ 暴力団（標津町暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

### (2) 業務委託（測量、工事に係る調査・設計等を除く）

次のいずれにも該当すること。

ア 令和4年12月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和3年12月1日から同年11月30日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 事業に関し法令上必要とする許可、免状、登録等の資格を有していること。

エ 個人にあつては、契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む）数を有していること（法令等で定めがある場合はその人数を有していること）。

### (3) 物品の購入、賃貸借及び売払い

次のいずれにも該当すること。

ア 令和4年12月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和3年12月1日から同年11月30日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 事業に関し法令上必要とする許可、免状、登録等の資格を有していること。

エ 個人にあつては、契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む）数を有していること（法令等で定めがある場合はその人数を有していること）。

## 7 審査結果の通知

審査の結果、資格が認定された場合には特に通知はしません。令和5年3月末日までに特段の通

知がない場合には入札参加資格者名簿に登載されたものと解してください。この場合、申請書受付時に交付する申請書受理票（兼認定通知）が認定通知となります。

なお、審査の結果、不認定の場合のみ書面にて通知します。

## **8 変更届等**

入札参加資格者名簿搭載後に申請内容の変更が生じた場合は、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届に必要な書類を添付のうえ提出してください。

なお、有効期間中の申請業種の追加・変更は認められませんので注意してください。

## **9 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出**

申請時において提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日（＝決算日）から1年7ヶ月を経過した場合は、公共工事を落札しても契約ができなくなりますので、申請後に空白期間が生じないように毎年直近の決算期後の通知書の写しを提出してください。